

# 地域防災力向上支援事業（H23年度～）

## 事業の目的

地震や豪雨時等の道路の寸断、通信の途絶による孤立集落が発生した際、救命・救助活動を円滑に実施するため、孤立可能性のある集落に衛星携帯電話等を配備し、地域の安全の向上に資することを目的とする。

- 災害時に孤立可能性のある集落は、全国で、農業集落17,406箇所、漁業集落1,805箇所※
- 平成22年10月の鹿児島県奄美地方における大雨、平成23年3月の東日本大震災等において、道路の寸断や通信の途絶による孤立集落が発生し、救命救助活動の大きな障害となったことから、既存の地上系の通信システムを補完する衛星系の通信システムの導入が不可欠
- 衛星携帯電話の整備率は、孤立可能性のある農業集落で2.3%、漁業集落で2.5%と極めて低い水準※

※ 中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況フォローアップ調査（内閣府 平成22年1月）



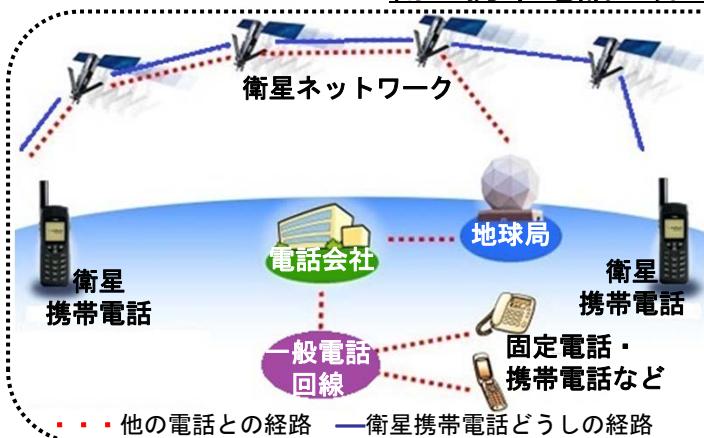
災害時の救急、救助、情報収集などに必要な衛星携帯電話等の整備を促進するため、国が一定の支援を実施

## 事業の概要

集落が孤立した時に、外部との連絡を行う「衛星携帯電話」と当該携帯電話のバッテリーを充電する「非常用発電機」の購入に対し国が支援を行う。

- 事業主体：地方公共団体（都道府県及び市町村）
- 対象集落：孤立可能性のある集落（アクセス道路（両側通行可）が2本以下かつ固定電話や携帯電話以外の通信手段が1以下かつ機器を適切に維持管理出来る集落）
- 対象機器：衛星携帯電話と非常用発電機
- 補助率等：1/2（国費175千円（一箇所当たり）を上限）
- 対象経費：衛星携帯電話と非常用発電機の購入に要する経費

### 衛星携帯電話と非常用発電機について



- 衛星携帯電話は、人工衛星を通じた通信であり、防災行政無線、固定電話、携帯電話が、地上基地局やケーブルの被災により通信が不能となった場合も通信可能
- 双方向通信（会話）が可能
- 可搬型であるため、集落内での持ち運びが可能



非常用発電機

停電時に、非常用発電機を活用し、携帯電話を充電することが出来る。

### 「問い合わせ先」

内閣府 政策統括官（防災担当）付参事官（地震・火山・大規模水害対策担当）付  
TEL：03-5253-2111（内線51413） FAX：03-3501-5199

◆事業の詳細は内閣府防災担当ホームページ「地震対策」でもご確認いただけます。

[http://www.bousai.go.jp/jishin/bousai\\_koujyou/index.html](http://www.bousai.go.jp/jishin/bousai_koujyou/index.html)

